

# キャッシュレス支払いの 構造・法制度と消費者問題

桜井 健夫

目次

概要 (abstract)

- 1 多様化した支払いにかかわる問題事例
- 2 支払いの実際—多様な形
- 3 支払いの意義と構造
  - (1) 支払いの意義
  - (2) 通貨払い以外の方法による支払い
  - (3) 支払いの基本構造
  - (4) 支払いの分類
  - (5) 支払いの現代的構造
  - (6) 支払手段等、支払行為、支払アプリ等の説明
  - (7) 重層的関与
  - (8) 組み込み型支払い (エンベデッド・ペイメント Embedded Payment)
  - (9) 現状の位置づけ
- 4 支払いに関する法律
  - (1) 概要
  - (2) 銀行法
  - (3) 資金決済法 (資金決済に関する法律)
  - (4) 割賦販売法
  - (5) 手形法、小切手法、電子記録債権法
- 5 支払法制の課題
  - (1) キャッシュレス支払いの特徴と法的課題
  - (2) 制度を考える視点
- 6 支払いに関する消費者被害の救済
  - (1) 消費者被害が発生する支払方法

- (2) 類型別検討
- (3) 支払が便利になるのはいいことか
- (4) 支払法制が目指す方向

## 概要 (abstract)

近年、消費者に対し、現金を使わない支払い（キャッシュレス支払い）を中心に、多様な形の支払方法が提供されている。本稿は、このように支払方法が多様化したことによる消費者問題を、法的に検討するものである。

まず、支払いが金銭債務の弁済（通貨の移転）であることを民法の規定に立ち返って確認した。そのうえで、キャッシュレス支払いは、現金支払いではないゆえに支払行為（payment）と決済（settlement）に分解されること（現金支払いではこれらは一体）を踏まえ、キャッシュレス支払いの構造を、支払道具を用いて（支払いアプリ経由で）支払行為がなされ、それにより支払手段が働き、その結果として決済手段が移転することで決済され、支払いが完了するという形で捉え、多様な形の支払方法を整理して可視化を試みた。

このようなキャッシュレス支払いのうち、スマホに入れたクレジットカードでチャージした電子マネーで支払うなど、複数の関与者が重層的にかかわる形では、それゆえの問題点として、高コスト構造、不正利用やシステム障害のおそれの増大、責任の所在の曖昧化、取消し・解除後の巻き戻しの複雑化などがあることを指摘した。最近の組み込み型支払い（embedded payment）の潮流は、これらの問題点の一部を増幅することになるし、取得する顧客情報の範囲が広がって、情報の集積がさらに進むことになるので、その利用の問題も大きくなる。

次に、2022年改正も踏まえて、支払いに関する部分を中心に銀行法、資金決済法、割賦販売法等を概観したうえで、支払法制の消費者法的課題を検討した。ここでは、キャッシュレス支払いの特徴に対する対応がないこと、法規制が縦割りかつ断片的であること、重層的利用を前提としていないこと、法規制の漏れがあること、組み込み型支払いを前提とした情報取扱いルールがないことなどを指摘した。そのうえで、法制度を考える視点として、支払いに伴うリスクの合理的な配分、複雑な現状に対応するだけでなく現状変更（単純化）も考えるべきこと、

データ集積への対応、国際的調和への配慮を掲げた。

最後に、キャッシュレス支払いに関する消費者問題について、①重層的かつ複雑であることに起因する問題、②悪質商法を助長する問題、③不正利用被害、④運営者破綻被害、⑤支払機能不全、⑥遣いすぎ問題、⑦支払情報の集積・利用問題の7類型に分け、類型別に被害予防、救済について法の適用と解釈、立法論を検討した。消費者問題に対し一定の対応が可能な類型もあるが、容易なものは少なく、制度的対応が必要なものが多いことが確認された。

## 1 多様化した支払いにかかわる問題事例

事例 インターネット取引し、支払いのためのデータを送ったところ、以下のような被害に遭った。それぞれ、どのような被害救済ができるか。

### ア 複雑でいろいろわからない(支払いの止め方、通知の相手方、クレーム先)

- ・プラットフォーム(以下PFと略)経由のサブスクリプション契約(継続購入契約)を、契約先に通知して解約したが、支払いが止まらない。
- ・電話会社に連絡して通信停止したのに、紛失スマホで電子マネーを使われた。
- ・届いた品物が不良品だったが、支払停止/既払金取戻し通知の相手かわからない。
- ・PF経由でマッチングアプリをクレジット払いのキャリア支払いで契約した。約束しても会えないので、PFやキャリアに苦情を言ったが対応してくれない。

### イ 悪質商法の助長(代金を、夜中に受取れる、身を隠したまま受取れる)

- ・夜中にコンビニで電子マネーを買ってサクラサイトに記号番号を送った。
- ・代引きで買ったブランド品が偽物だったので、サイトに連絡したがつながらない。
- ・マッチングアプリで出会った人に勧められ海外投資サイトへ暗号資産を送付した。

### ウ 不正利用 ・カード情報が漏れて、何者かに不正利用された。

### エ 破綻など

- ・電子マネー発行会社が破綻して、チャージした分が使えなくなった。

#### オ 支払機能不全

- ・システム障害／大規模停電／アプリの作動不良で支払えない。

#### カ 遣いすぎ

- ・後払いで簡単に買物できるので後払い癖がつき、多重債務者となった。
- ・キャッシュレス支払いに変えてから、お金がたまらなくなった。

#### キ 支払情報の集積・利用

- ・ターゲティング広告が送られてくるようになった。
- ・「予測配達」「執事サービス」で注文しないのに商品が届くようになった<sup>1)</sup>。

支払手段や支払方法が多様化し（⇒2）<sup>2)</sup>、支払いの利便性が増すと同時に新たな問題が生じている。⑦関与者が増加し支払完了までの経路が複雑化したことにより、解約、解除、取消し、損害賠償請求などの処理が困難となる問題、①夜中でも詐欺できること、身を隠したままお金を受け取れてしまうことにより悪質商法を助長する問題、⑧デジタル情報による支払いが可能となったことによる不正利用問題、⑨支払関与業者が破綻することにより損失を被る問題、⑩システムに頼るため災害時等に支払えない問題、⑪容易に後払いできることによる浪費傾向や多重債務問題、⑫支払情報の集積・利用による監視資本主義への懸念などである。そこでは法規制のすき間や規制間のアンバランスが生じている。

以下、支払いの現状と法を確認し、支払いに関する消費者被害の救済について考える。

1) 近未来の予測。アマゾンでは2013年に予測配達特許を取得している（Method and system for anticipatory package shipping）。グーグル元役員は2019年に次のように述べている。「グーグルが最終的に提供しようとしているのは『執事サービス』です。執事は主人のすべてを知り尽くし、冷蔵庫に好物を常備しておく。アマゾンはいずれ、『注文しなくても必要な時に商品が届く』サービスも可能になると公言している。そのためには全部見せる、つまり個人データの開示しかありません。」（グーグル元副社長村上憲郎。2019年3月16日付け朝日新聞）

2) 多様な支払方法の概要につき山本正行「インターネット取引におけるキャッシュレス決済の課題等」消費者委員会（2021年9月28日）参照

- 2 支払いの実態—多様な形<sup>3)</sup> アンダーラインは商業名の例
- ①現金（人に交付）（コンビニで飲み物を買って現金 150 円を渡した）
  - ②現金（機械に投入）（券売機に現金 200 円入れタッチパネル 180 円に触れると乗車券と釣銭 20 円に）
  - ③現金（代引き）（通販で服を注文し配達員に現金 2000 円を渡し服を受取り。自主規制で 30 万円以下）
  - ④現金（収納代行）（ネット通販で本を買ってコンビニ払い<sup>4)</sup>で現金渡し。自主規制で 30 万円以下）
  - ⑤現金（コンビニ後払い）（後払いでネットショッピングし、後日コンビニで現金を支払った）
  - ⑥銀行振込（英会話学校の授業料 10 万円を銀行振込で支払った）<sup>5)</sup>
  - ⑦プリペイドカード（紙、磁気カード）（2000 円の図書カードを使い書店で本を買った）
  - ⑧カード型電子マネー（IC カード）（売店で買物しスイカで支払い）楽天 Edy、Suica、nanaco、waon
  - ⑨サーバ型電子マネー（コンビニでアマゾンギフトを買ってネットで買物）googlplaygift、ウェブマネー
  - ⑩デビットカード（パンを買ってデビットカードで支払った）J-Debit、VISA デビット、JCB デビット
  - ⑪電子決済手段（Bank Pay アプリで支払った）J-coinPay、銀行 Pay、PayPay

---

3) 例：セブンイレブンで利用可能な支払方法（2022 年 9 月時点 <https://www.sej.co.jp/services/cash.html>）：現金 LINE Pay PayPay メルペイ au PAY 楽天ペイ d 払い ゆうちょ Pay Smart Code J-coin Pay Bank Pay ALIPAY WeChat Pay nanaco 交通系 楽天 Edy iD QUICPay クレジットカード ブランドプリペイド ブランドデビット QUO カード セブン&アイ共通商品券

4) コンビニ払い 支払番号・収納番号を用いたコンビニ払いは、コンビニが売主等代理人として、支払者から現金を受け取る収納代行の一種である。売主とコンビニの間に決済代行会社が入ることが多い。

5) Pay-easy（ペイジー）は銀行振込の一種 税金等の支払いに用いられる容易な銀行振込方法。支払者は、ATM に役所等から通知された番号を入力するだけで振り込める（金融機関名・支店名・口座番号・振込金額の入力不要）。ネットバンキングを設定していればスマホアプリに番号を入力するだけで OK。

マネー、DCJPY (仮称)<sup>6)</sup>

- ⑫ クレジットカード (食事代をクレジットカードで支払った) Visa、Mastercard、JCB、…
- ⑬ ポストペイ式電子マネー (iD<sup>7)</sup>で支払ったらクレジットカード経由で預金が引落とされた)
- ⑭ キャリア支払 (電話料金と共に口座引落とし) ドコモ払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて決済
- ⑮ QRコード支払 (食事代をスマホのQRコードで支払った<sup>8)</sup>) LINE ペイ、楽天ペイ、ペイペイ
- ⑯ スマホタッチ支払 (スマホにスイカを入れてコンビニでタッチ支払いをした)
- ⑰ ポイント (電気製品量販店で、たまったポイント 2 万円分で照明器具を買った)
- ⑱ BNPL (Buy Now Pay Later) (NP 後払いでネット通販の買物をし商品到着後にコンビニで現金払)
- ⑲ 暗号資産 (仮想通貨) (ビックカメラで商品代金をビットコインで支払った)
- ⑳ 資金移動 (資金移動業者に代金を預け、売主へ支払ってもらった)
- ㉑ 小切手 (マンションを 2000 万円で買い代金は預金小切手で支払った)
- ㉒ 約束手形 (手製アクセサリーを納品し代金 20 万円を約束手形で受取り 1 か月後不渡りに)
- ㉓ 為替手形 (商品を輸入し代金を為替手形で支払った)
- ㉔ 電子記録債権 (部品販売代金が電子記録債権で支払われた) でんさいネット、電手決済サービス
- ㉕ CMS (Cash Management System) (グループ企業への支払いはネットイン

---

6) DCJPY (仮称) NTT、イオン、メガバンク 3 行等、大企業が協力して商用化を目指す、ブロックチェーン (分散型台帳) 技術を活用した電子決済手段。2022 年まで実証実験を重ねている。

7) iD NTT ドコモが運営するプラットフォーム。FeliCa (注 28 参照) や QR コードを使う。クレジットカード、デビットカード、電子マネー (前払式支払手段) も対応。

8) Smart Code (スマートコード) JCB が提供する、QR 決済事業者と店舗をつなぐプラットフォーム。統一 QR コード・バーコードである JPQR に準拠したコード Smart Code を用いる。

グで行った)

②CBDC (Central Bank Digital Currency 中央銀行デジタル通貨) (カンボジアで買物しパソコンで支払った)

### 3 支払いの意義と構造

#### (1) 支払いの意義

債権は、人に対する請求権であり、契約 (民 521～)、事務管理 (民 697～)、不当利得 (民 703～)、不法行為 (民 709～)、親族・相続関係 (民 725～) などにより発生する。請求権 (債権) を持つ側を債権者、請求に応ずる義務 (債務) を負う側を債務者という。債務の履行 (≒弁済)<sup>9)</sup>のうち金銭債務の履行 (≒弁済)を「支払い」という (民 489 利息、555 代金、601・614 賃料)<sup>10)</sup>。

つまり支払いとは、金銭債務の履行、すなわち現金 (現金通貨ともいう) を交付すること<sup>11)</sup>であり、それにより金銭債務は消滅する (民 473: 弁済)。

普通預金や当座預金は、いつでも現金化してあるいはそのまま支払いに使えることから現金と同視され、経済的には預金通貨と呼ばれる<sup>12)</sup>。債権者の普通預金口座への払込みも支払いであり、債権者がその払戻し請求権を取得したときに金銭債務は消滅する (民 477 預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済)。

9) 履行とは、義務を実行することであり、債務の履行とは、債務の内容を実現することである。これに対し、弁済とは、債権を消滅させる行為であり、債務の履行を債権消滅の側面からみた表現である。

10) これに対し、為替 (かわせ) 取引は、支払行為である場合もあれば、支払いと無関係の単なる資金移動 (たとえばA銀行の自分名義口座からB銀行の自分名義口座に振り込み) の場合もある。なお「資金移動業」の語は、資金決済法では、銀行以外の者が為替取引を業として行うことをいう (2条2項)。

11) 通貨の通用力 それを支えるため現金には強制通用力が付与されている。紙幣は無制限に通用力を有し (日本銀行法 46 条)、硬貨は 20 倍まで通用力を有する (通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 7 条)。

12) 通貨供給量の指標の一つである M1 (エムワン) は、現金通貨と預金通貨 (≒普通預金 + 当座預金) から成り、2021 年 10 月の残高の 88% を後者が占めている。https://www.boj.or.jp/statistics/money/ms/ms2110.pdf

## (2) 通貨払い以外の方法による支払い

ただし、取引相手が通貨（現金通貨、預金通貨）以外の方法でも支払いとして受け入れる意思を表明している場合<sup>13)</sup>は、それ以外の支払いも可能となる。これらはすべて、通貨でないという意味でキャッシュレスであるが、そのうち、デジタルデータを利用するものの一部（2⑧～⑩）を「キャッシュレス支払い」（または「キャッシュレス決済」という<sup>14)</sup>。「キャッシュレス支払い」は、店頭支払いではスマートフォン（以下スマホという）やカードを**支払道具**とし、オンライン支払い（インターネット上の支払い）ではスマホやパソコンを**支払道具**とするが、いずれもほとんどは背後で銀行預金の移動がある（⇒（4）（5））。ただし支払者と銀行との間には、支払アプリケーション（以下支払アプリという）会社、電子マネー会社、カード会社、国際ブランド（VISA、Mastercard、JCBなど）、決済代行会社、通信キャリアなどのプラットフォームが重層的に関与し<sup>15)</sup>、複雑かつ高コストな構造<sup>16)</sup>のものが多く。

13) 支払手段提供者が受入先を抱えると、受入先事業者との関係が問題となる（加盟店管理責任の有無）。

14) デジタルデータを利用する支払いについては、「キャッシュレス決済」の表現の方が一般的であるが、これは「決済」の語を本来の意味である settlement と異なる「支払い」の意味で用いるので適切ではない。キャッシュレス支払いの語が適切である。同旨・小塚荘一郎「各種のキャッシュレス支払いと消費者保護」『国民生活研究 61 巻 2 号』（2021 年 12 月）56 頁～74 頁のうち 58 頁。

15) **重層的関与** スマホの**支払アプリ**を使って**クレジットカード**でチャージした**電子マネー**で支払うと、3社が介在する（⇒3（7））。さらには、決済代行会社等が介在することもある。

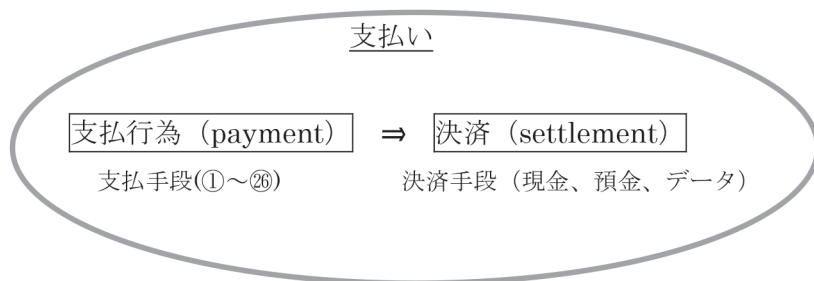
16) **高コスト構造** 中国のアリペイでは、当初は銀行やカード会社の介在なしで支払いを完結でき、加盟店が支払う支払コストは0.5%以下であった。現在は銀行とカード会社が関わっているがそれでも0.6%程度である。日本のキャッシュレス支払いの加盟店手数料は3%程度が普通で、欧米よりも1%～2%高い。経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」2022年3月 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/cashless\\_payment/pdf/20220318\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_payment/pdf/20220318_1.pdf)、公正取引委員会「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」2022年4月 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408\\_pressrelease2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408_pressrelease2.pdf) 参照。



### (3) 支払いの基本構造

支払いは、【図表1】のとおり、「支払行為」(payment)と「決済」(settlement)で構成される(通貨〔現金通貨、預金通貨、CBDC〕では両者が一体)<sup>17)</sup>。「支払行為」は支払手段(【図表2】①～⑳(除く⑮⑯))を働かせる行為、「決済」は決済手段(現金や預金など)が移動することである。「支払行為」がなされると支払手段が働き、それが決済手段を移動させて「決済」までなされると支払いが完了(finality)し、債権(債務)は消滅する(民473弁済)。

【図表1】 支払いの基本構造



### (4) 支払いの分類

2では次元の異なるものも列挙されているので、これを支払いの基本構造を踏まえて支払道具と支払行為、支払手段、決済手段を意識して分類すると、【図表2】のようになる。支払いは、通貨による支払いとそれ以外に分けられ、後者は、債権者がその方法を許諾した場合のみ使えるものである。

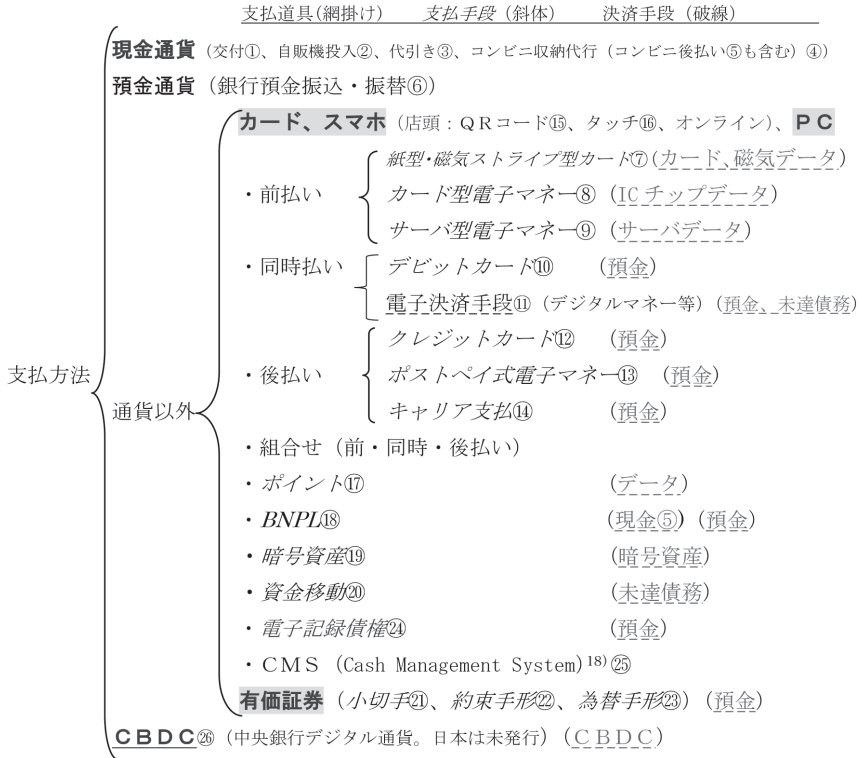
### (5) 支払いの現代的構造

このうち、キャッシュレス支払いを構造的に整理したものが、【図表3】である。

キャッシュレス支払いの全体を一言で言うと、**支払道具**を用いて**支払行為**(**支払手段**を働かせること)がなされ、それによって**決済手段**が移転して**決済**がなさ

<sup>17)</sup> 金融審議会金融制度スタディ・グループ中間整理(2018年6月19日)7頁では、「支払い及び／又は送金(為替)」を「決済」と定義するが、特殊な用法である。

【図表 2】 支払いの分類



れる。支払道具がスマホなどのモバイル機器の場合、まず**支払アプリ**の内外で**支払手段**が選択され、それに応じた支払アプリの操作(支払行為)がされると、支払手段が働いて、同時又は後日に**決済手段**が移転し、決済されて支払いが完了する。以下、この順で個別に説明を追加する。

**支払道具**とは、支払いに用いる道具であり、プラスチックや金属のカード、スマホ、パソコンなど、物理的な物を指す。

**支払アプリ**とは、主としてスマホなどのモバイル端末に入れられて支払いに利

18) グループ企業間の資金管理の仕組みであり、ネットィング、代理振込みなど、支払いの仕組みも含まれる。

【図表 3】 支払いの現代的構造

※PF プラットフォーム

支払道具	支払アプリ等	支払行為	支払手段等	決済手段
(現金預金)		現金を渡す・入れる・送る、預金を振り込む		
☞ カード (物質)		【店頭】 タッチ (非接触) / 挿し込み/挿し込み+暗証番号 入力/その他	電子マネー クレジットカード デビットカード	データ 預金 預金
☞ スマホ	PF アップルペイ グーグルペイ	【店頭】 タッチ (非接触) / コード読取り/コード表示 【オンライン】 入力	電子マネー クレジットカード デビットカード	データ 預金 預金
☞	「 <u>資金移動+前払 式支払手段</u> 」+PF PayPay, LinePay 楽天 Pay, メルペイ	【店頭】 タッチ (非接触) / コード読取り/コード表示 【オンライン】 入力	デジタルマネー 電子マネー クレジットカード デビットカード	未達債務 データ 預金 預金
☞	「 <u>キャリア支払+資金 移動</u> 」+PF d 払い, auPAY	【店頭】 タッチ (非接触) / コード読取り/コード表示 【オンライン】 入力	キャリア支払 デジタルマネー クレジットカード	預金 未達債務 預金
☞	「 <u>キャリア支払</u> 」 ドコモ払い、au かん たん決済、ソフトバンク まとめて支払い	【オンライン】 入力	キャリア支払	預金
☞	「 <u>銀行</u> 」アプリ 銀行 Pay <sup>19)</sup> Bank Pay <sup>20)</sup> j-coin Pay <sup>21)</sup>	【店頭】 タッチ (非接触) / コード読取り/コード表示 【オンライン】 入力	デジタルマネー	預金
☞	「 <u>銀行</u> 」トークン DCJPY (仮称)	【店頭】 タッチ (非接触) / コード読取り/コード表示 【オンライン】 入力	デジタルマネー類似 型ステーブルコイン	預金
☞ パソコン	上記 ☞ の一部は 同様	【オンライン】 入力	電子マネー クレジットカード デビットカード 電子記録債権・・	データ 預金 預金 預金

用されるソフトウェアをいう。第三者が提供するものと、支払先が提供するものがある。「○○ペイ」とか「○○払い」などという名称がつけられている。プラットフォームとコード業者がある。

**支払行為**とは、支払手段を働かせることに向けた人の動作をいう。手渡し、押す、近づける、触る、キーを打つなどがある。アマゾン・ゴーのように、これを不要とするものもある。

**支払手段等**は、支払行為の結果として働くもので、それが働くことで、決済手段を動かす。具体的には、電子マネー、デビットカード、クレジットカード、デジタルマネーなどがある。なお、デジタルマネーはその移動で債務は消滅するので、決済手段ともいえる。

**決済手段**は、それが移転することで債務を消滅させる効果を持つものである。ほとんどの支払手段において、それに対応する決済手段は通貨（現金か預金）である。これは、「支払い＝金銭債務の履行」であるから、当然のことではある。例外的に、電子マネーは、データを渡すことで利用者の債務が消滅する代物弁済の形をとっており、決済手段はデータであるが、背後では、その後に発行会社がデータ買取りの対価を販売業者に預金の移動（銀行振込）で支払うので、ここでも預金が最終的な決済手段となっている。

**決済**は、決済手段が移転することであり、それに至ると支払い（金銭債務の弁済）は完了し（finality）、債権が消滅する（民 473）。

支払いの現代的構造の概要は以上の通りであるが、このうち、支払手段等、支払行為、支払アプリ等については更に説明を加える。

---

19) GMO ゲートウェイが開発したシステムの総称。銀行により名称が異なる。ゆうちょペイ、はまペイ等

20) 日本電子決済推進機構（J-Debit）が運営。「J-Debit」の決済インフラを活用した決済スキーム。

21) みずほ銀行が立ち上げたデジタル送金フォーム。みずほ銀行など約 140 の金融機関での利用が可能。

## (6) 支払手段等、支払行為、支払アプリ等の説明

### ア 支払手段等

#### (ア) 電子マネー

前払式支払手段のうち電子データの形をとるものを電子マネーという<sup>22)</sup>。法的な用語ではない。カードのICチップにデータを入れる**カード型電子マネー**と、オンラインでサーバ内のデータを移転することによって支払う**サーバ型電子マネー**がある。カード型電子マネーには、交通系 (Suica、PASMO、Kitaca、TOICA、manaca、PiTaPa、ICOCA、nimoca、SUGOCA、はやかけん等)、流通系 (楽天Edy、nanaco、waon等)、通信系 (au PAY プリペイドカード、ソフトバンクカード、Visa LINE Pay プリペイドカード等) などがある。サーバ型電子マネーには、グーグルプレイギフト、アマゾンギフト、アップルギフトカード、ウェブマネー、ビットキャッシュなどがある。

#### (イ) デビットカード

デビットカードとは、銀行預金からの**即時払い**<sup>23)</sup>を可能にするカードである。預金引き出しに使うキャッシュカードと一体となったものが多い。決済ルートの相違により、J-Debit とブランドデビット (VISA デビット、JCB デビット等) に分けられる。後者は世界中で使用可能である。

#### (ウ) クレジットカード

クレジットカードは、**後払式**のカードである。利用者と販売店の間に、イシューア (カードを発行したカード会社)、国際ブランド、アクワイアラ (加盟店を抱えるカード会社) 等が介在して支払いがなされる。カード会社が、立替払いまたは売掛債権買取りをし、後日、利用者の預金からその代金を引き落として取得する。利用者は後日のカード会社への支払いを、2月払い (2月以内払い)、2月超払い、リボルビング払いから選べるが、日本ではほとんどが2月払いである<sup>24)</sup>。

22) ポストペイ式電子マネーといわれるものは前払式支払手段ではなく、クレジットカード等の店頭支払いを容易にしたものである。

23) デビットカードの支払いサイクル 保有者の預金口座からは即時に引き落とされ同時払いの様相を呈するが、加盟店には、J-Debit の多くは月6回締め (5,10,15,20,25,月末) で締めから5営業日後に支払われ、ブランドデビットや一部のJ-Debit ではクレジットカードと同じサイクル (月1回、2回など) で支払われる。つまり、受取る方からすると、即時ではない。

## (エ) 電子決済手段

「資金決済法の『通貨建資産』のうち不特定の者に対する送金・決済に利用することができるもの（電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができるものに限る）」を、電子決済手段<sup>24)</sup>という。2022年改正資金決済法（以下改正法という）2条5項では次の通り定義している。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 三 特定信託受益権
- 四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

24) 日本では2月以内の1回払い（マンスリークリア）の件数が94.0%（2022年7月分。日本クレジット協会「クレジットカード動態調査集計結果について」2022年9月30日）を占める。

[https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/dynamicsurvey\\_creditcard\\_newsrelease.pdf](https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/dynamicsurvey_creditcard_newsrelease.pdf)

25) 金融審議会資金決済ワーキンググループ報告書（2022年1月11日）20頁では、電子的支払手段と表現していた。通貨（現金通貨、預金通貨）と同様、その移転によって債務が消滅するので、支払手段というよりは決済手段の一種と位置付けたものと言える。

電子決済手段は、法定通貨での払戻しが約束されたオンライン決済手段であり、デジタルマネー、デジタルマネー類似型ステーブルコインがこれに該当する。

#### ・デジタルマネー

デジタルマネーとは、電子決済手段（即時払いの電子的支払手段）の一種であり、発行価格と同額の償還が約束されたものである。同額の償還約束がある点で、電子マネー（原則として償還禁止）と異なる。預金系（J-coin Pay、Bank Pay、銀行Pay）、未達債務系（PayPay マネー、LINE マネー）、信託系（まだない）が考えられる。預金系には、振込型（デビットカード同様、銀行預金による即時払いで、支払アプリを用いて預金振込指示を容易にしたもの）と、チャージ型（チャージ金による連名預金をつくりその中で帳簿操作により持分移動させるもの。帳簿記録を仲介者が行うことも考えられる）がある。未達債務系は、資金移動業者の未達債務（預かった資金の送金債務）の履行を、支払アプリを用いて容易にしたものである。信託系は、信託財産を要求払預金で運用し、信託受益権を支払行為に応じた帳簿操作で移動させるものである。

#### ・デジタルマネー類似型ステーブルコイン

改正法では、デジタルマネー類似のステーブルコイン（例：Coin〔MUFG が実験中〕、DCJPY〔2022年には実証実験中〕など）を、電子決済手段の一種と位置付けて、デジタルマネーと同様の法規制の下に置くこととしている。

#### （オ）ステーブルコイン

ステーブルコインとは、法定通貨に連動させようとするデジタルアセットのうちブロックチェーン技術を用いたものの総称である。デジタルマネー類似型（法定通貨の価値と連動した価格で発行され発行価格と同額での償還を約束するもの）を上記の電子決済手段の一種に位置づけると、暗号資産型（アルゴリズムで市場価値を法定通貨に連動させるもの）を指すことが多くなる。暗号資産型の例として、2022年に暴落したテラUSDがある。暗号資産型ステーブルコインは、日本国内の暗号資産交換所では取り扱われてこなかった<sup>26)</sup>。代表的なステーブルコインであるテザー、USDCoinは、発行価格と同額の法定通貨での償還を約していると評価されれば、デジタルマネー類似型ステーブルコインとして、電子決済

---

26) 2022年になって、ダイが取り扱われ始めた。

手段の定義に該当することとなり、資金決済法等の要件を満たさない限り、日本では発行、流通できないことになる。

## イ 支払行為

### (ア) カード店頭払い（物理カード払い）

プラスチック等の物理的なカードを用いて支払う。店頭支払に使用される。支出が支払行為に先行するプリペイド（電子マネー）、支払行為と同時に支出するデビット、支払行為の後に支出するクレジットの3種類に分類できる。多くはどれか1種類を搭載した専用カードであるが、複数を搭載した兼用カード<sup>27)</sup>もある。支払行為は、タッチまたはかざす（非接触決済<sup>28)</sup>。例：スイカで改札を通る、コードを読み取る）、挿し込み+暗証番号入力（店舗の端末にカードを挿し込んで暗証番号を入力）、挿し込み（少額の場合）、磁気読取り（時期ストライプ付のカードを読取り機の溝に挟んで通す）などである。

### (イ) スマホ店頭払い（スマホで近距離の相手に支払う）

スマホに電子マネー、デビットカード、クレジットカード、電子決済手段（デジタルマネー等）、キャリア支払い、BNPLの機能を入れ、店舗の端末等に近づけて支払う<sup>29)</sup>。個人間送金もできる<sup>30)</sup>。QRコード、バーコードや非接触型ICチップを用いる。

### (ウ) オンライン払い（スマホやパソコンで隔地者に支払う）

ネットでデータを送るだけで支払いができる。アプリを用いる場合は、そのアプリ用の暗証番号で本人確認がされて、それだけで支払いができる。

販売者のサイトで登録なしで直接支払う場合、クレジットカードやデビットカ

27) キャッシュカードとデビットカードが一体となったものは普通にある。電子マネーとクレジットカードが一体となった例として、横浜バンクカードなど。

28) 通信規格は、NFC (near field communication. 近距離無線通信規格) Type A/B が国際標準であるが (例：ブランドデビット)、日本では Type F の FeliCa が普及している (例：suica)。後者の方が速い。

29) 日本国内のスマホでは、iPhone の「Apple Pay」、Android の「おサイフケータイ」で、FeliCa を使用している。ブランドデビットも使えるスマホは、Type A/B も内蔵している。

30) スマホを使った個人間送金 <https://paypay.ne.jp/store-media/knowledge/post-4/>



ードでは、カード番号とPIN code（カード裏側の3桁の番号）を送る場合と、カード番号と暗証番号を送る場合がある。サーバ型電子マネーでは、特定の金額の権利と結び付けられた、数字とアルファベットの羅列やひらがなの羅列などをオンラインで送る。

#### (エ) BNPL (Buy Now Pay Later 後払い方式 与信支払)

BNPL業者が信用を供与し、購入者が後でBNPL業者に支払う取引である。立替払い又は債権買取りをしたBNPL業者に対し、後日（請求書発行日から14日以内の1回払い、まとめて翌月払いなど）、①コンビニで現金支払い（収納代行）するもの（コンビニ後払い。与信を得るだけであり支払手段は現金である）（例：NP後払い、atone、メルペイスマート払い、GMO後払い、paidy）と、②預金引落としやデータの形で支払うもの（例：PayPayあと払い）とがある。割賦販売法の「個別・包括信用購入あつせん」に該当しないよう、2か月以内の期限を設定するものが多い<sup>31)</sup>。そのため、過剰与信防止や苦情処理、加盟店調査等については、当面、BNPL業者の自主的な取り組みが重要になってくる。

#### ウ 支払アプリ等

支払アプリ等とは、スマホなどのモバイル端末に入れられたソフトウェアであり、コード支払いやタッチ（非接触）支払いを容易又は可能にしたものである。①格納済み支払手段と端末を紐づける支払いのプラットフォーム（Apple Pay、Google Pay）、②業者が自ら資金移動業者や前払式支払手段発行者の登録をしてそれらによる支払いを可能にするとともに支払いのプラットフォーム機能も持つもの（PayPay、LinePay、楽天Pay、メルペイ）、③通信キャリアが、通信料と一緒に支払う方法を提供するとともに資金移動業者の登録をして支払いのプラットフォーム機能も持つもの（d払い、auPAY）、④通信キャリアが、通信料と一緒に支払う方法を提供するもの（ドコモ払い、auかんたん決済、ソフトバンクまとめて支払い）、⑤預金振込をアプリから容易にできるようにしたもの（銀行Pay、Bank Pay、j-coin Pay）、⑥預金を裏付けとしたトークン（DCJPY（仮

31) 例外：メルペイは、包括信用購入あつせん業者として登録したうえ、包括支払可能見込額調査に代えて独自の手法による利用者支払可能見込額調査を許容された認定包括信用購入あつせん業者となっている。2月を超える後払いもできることになる。

称))を入れたものなどがある。

支払アプリ等では、複数の支払手段が組み合わせられることが多い。たとえば、同じ支払アプリ内に、①クレジットカード、デビットカード、電子決済手段と②電子マネーや③デジタルマネー（未達債務型）を入れ、①でチャージして②または③による店頭払いをすることが普通に行われている。クレジットカードを使うと、全体が後払いとなる。

支払アプリの例として、Apple Pay と PayPay を見る。

Apple Pay とは(アプリ名)

- ・ 아이폰等のアップル製品に内蔵されるウォレットアプリのうち支払機能部分。
  - ・ ウォレット(財布)のイメージ。中にカード(クレジットカード、前払式支払手段(スイカ、パスモ等の交通系、nanaco、WAON等の流通系)、デビットカード)等の支払手段を入れて使う。
  - ・ 最初にスマホとカード等の支払手段をアップル経由で紐づければ、その後の使用の際はカード番号等の入力は不要。アップルはカード番号や支払情報を保持しない。
  - ・ 端末内の felica を用いて suica、iD、Quicpay 等によりコンタクトレス支払いをする。
  - ・ 端末内の typeA/B を用いてブランドデビットのコンタクトレス支払いをする。
  - ・ iTunes 株式会社は前払式支払手段(第三者型)発行者として登録。
- ※米国では、このアプリ内で、アップル・キャッシュ(個人間送金サービス)、アップル・カード(クレジットカード。発行者はゴールドマンサックス)などの名称で、日本の前払式支払手段発行業や銀行代理業、包括信用購入あっせんに関係する業務も行っている。

PayPay とは(会社名、サイト名、アプリ名)

- ・ PayPay アプリの中に「クレジットカード」と「PayPay 残高」が入っている。
- |           |   |    |      |      |    |    |
|-----------|---|----|------|------|----|----|
| PayPay 残高 | クレジットカード(一般のクレカのほか、BNPL 仕様の PayPay カード(PayPay あと払い)も) |    |      |      |    |    |
|           |   | 内訳 | 法的分類 | 本人確認 | 出金 | 送る |
|           | PayPay マネー(資金移動業の未達債務)                                |    | あり   | ○    | ○  |    |
|           | PayPay マネーライト(前払式支払手段)                                |    | なし   | ×    | ○  |    |
|           | PayPay ポイント(旧ボーナス)                                    |    | なし   | ×    | ×  |    |
|           | PayPay ポイント(旧ボーナスライト)                                 |    | なし   | ×    | ×  |    |
- ・ PayPay 株式会社は、資金移動業者、前払式支払手段発行者として登録。銀行代理業者の許可も得ている。PayPay カード株式会社は包括信用購入あっせん業者の登録がある。

(7) 重層的関与

スマホで支払いをする場合、アプリ等で紐づけしたクレジットカードやデビットカードで電子マネーやデジタルマネー(未達債務型)にチャージするなど、複

数の支払手段を組み合わせることが普通に行われている。クレジットカードを使うと全体が後払いになる。キャリア支払いの分をクレジットカードと紐づけることもある。これは後払いの後払いであり、トータルでは2月超後払いもありうることになる。これにコンタクトレス支払いのためにクイックペイを経由することもある。

このような重層的利用で重層的関与となることで問題が増幅する。まず高コスト構造である。電子マネー会社がクレジット会社の加盟店となってチャージ金を受け取ることで、加盟店手数料を払う立場になり、それが全体のコストに組み込まれる。また、電子マネー会社のチャージに対して、チャージバックすることは考えにくく、クレジットカードの有因性を使う場面は無くなると言える。それから、関与者が多いことで、不正利用、システム障害などの関係でのスキが増える。同じく、関与者が多いことで、責任の所在が曖昧になるし、解除や取消しの場合の巻き戻しは困難になる。

#### (8) 組み込み型支払い（エンベデッド・ペイメント Embedded Payment）

幅広い顧客基盤を持つ非金融企業が既存サービスに金融サービスを組み込んで提供することをエンベデッド・ファイナンスといい、近時の大きな流れとなっている。金融サービスのうち支払サービスを組込むことを、エンベデッド・ペイメント（組み込み型支払い）という。ネットショッピング等の消費行動の動線に支払システムが埋め込まれ、消費者は支払いをほとんど意識せずに購入することになる。アマゾンのワンクリック購入、スターバックスカード、グーグルマップの駐車料金支払機能（米国のみ）などがその例である。一部の支払アプリも、ミニアプリ機能を搭載したスーパーアプリ化することで、組み込み型支払いを実現しようとしている。

組み込み型支払いでは、重層的利用による問題点の一部を増幅することになるし、取得する顧客情報の範囲が広がり、情報の集積がさらに進むことになるので、その利用の問題も大きくなる。

#### (9) 現状の位置づけ

ここ10年余に次々と新しい支払アプリ等、支払行為、支払手段が登場し、関

と業者が重層的となり、現状は大変複雑で分かりにくいというえ、高コスト構造になっている。

2022年10月から、全銀システムの資金移動業者への解放によって銀行等と資金移動業者間で直接送金できる道が開かれたこと、銀行間の小口決済システム「ことら」の運用が開始したことなど前向きの変化もあり、将来、電子決済手段やCBDCなどの形で、単純かつ安全でコストが低く扱いやすい支払手段または決済手段が普及すれば<sup>32)</sup>、現状は、それまでの過渡期なものとして位置付けられることになる。

#### 4 支払いに関する法律

##### (1) 概要

支払いに関する法律は、支払手段ごとに作られている。預金やデビットカード、デジタルマネー（預金型）は銀行法、電子マネー（前払式支払手段）やデジタルマネー（未達債務型）、暗号資産は資金決済法、クレジットカードは割賦販売法、約束手形や為替手形は手形法、小切手は小切手法、電子記録債権は電子記録債権法という対応関係になっている。縦割りのため、解釈では及ぼせない漏れもある（⇒5(1)）。

##### (2) 銀行法

###### ア 概要

銀行法は、i 預金等の受入れと融資等を併せ行うこと、ii 為替取引のいずれかを行うことを銀行業と定め（2条2項）、それを営むには銀行業の免許が必要であるとしている（4条1項）。銀行業務に関する規定、銀行経営の健全性を確保する規定などの銀行に関する規定のほか、銀行代理業、電子決済代行業、電子決済等取扱業（2023年～）、電子決済等関連預金媒介業務（同）の規定等を設けている。

為替取引については、銀行の業務であること（2条2項2号）、**銀行代理業**の

32) CBDCは、実験段階である。日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する実証実験（概念実証フェーズ2）の開始について」2022.3.25 [https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2022/rel220325f.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2022/rel220325f.pdf)

許可があれば銀行のために為替取引の代理・媒介をできること（2条16項）、**電子決済代行業の登録**をすれば預金者の預金に関する為替取引の指示を代行できることを規定する（2条17項）。銀行振込、デビットカード、デジタルマネー（預金型）の根拠法が銀行法であると言っても、それらが銀行預金を利用した為替取引であるというだけであり、具体的な規定はない。

預金による支払いとの関係では、預金者保護法（カードの偽造・盗難による不正利用の場合）、預金保険法（銀行破綻の場合）、振り込み詐欺救済法（詐欺等犯罪被害の場合）も関係する。

## イ 銀行代理業

銀行代理業とは、銀行のために、①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う営業をいう。銀行代理業者（銀行代理業再受託者を含む。以下同じ。）とは、内閣総理大臣の許可（52条の36第1項）を受けて銀行代理業を営む者をいう<sup>33)</sup>。

銀行代理業者は、自ら銀行代理業を営む者として、その営む銀行代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。**所属銀行**及び銀行代理業再委託者もまた、その委託する銀行代理業者が営む銀行代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負う。

## ウ 電子決済等代行業

### (ア) 定義と種類

家計簿アプリの形などで、預金者から委託を受けて顧客と銀行等の間でサービスを提供する中間的業者が登場して来たため、2017年に銀行法を改正し、その業務を電子決済等代行業として法制度の中に位置づけた（2018年6月施行）。銀行とのネット接続に関する open API の促進とセットとなっている。電子決済等代行業者には2つの類型がある。いずれも、電子決済代行業者として金融庁

33) 2022年6月30日現在119社が許可を得ている。証券会社、保険会社、銀行、決済会社、フィンテック企業などが多い。

に登録する必要がある（52条の61の2）<sup>34)</sup>。

①決済指図伝達事業（PISP（Payment Initiation Service Provider）事業。口座資金移動代行）（2条17項1号）

預金者から直接または間接に委託を受けて、「ネットで口座の資金を移動させる為替取引を行うこと」の銀行に対する指図の伝達を受け、銀行に対して伝達する事業をいう。複数の振込先への銀行振込の依頼をワンクリックでできるサービスが提供されている。

②口座情報利用事業（AISP（Account Information Service Provider）事業）（口座情報取得代行）（同2号）

預金者から直接または間接に委託を受けて、ネットで銀行から口座情報を取得し、これを預金者等に提供する事業（加工情報提供を含む）をいう。預金口座の残高や利用履歴等の情報を銀行から取得・集計し、自動的に家計簿を作成するサービスが提供されている。

（イ）電子決済等代行業者の義務

○利用者への適切な情報提供（52条の61の8）

電子決済等代行業者は、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

①商号等及び住所、②電子決済等代行業者の権限に関する事項、③電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項、④電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先、⑤その他内閣府令で定める事項

○誠実義務（52条の61の9）

電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

○銀行との契約締結義務（52条の61の10）

電子決済等代行業者は、事前に銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約（電子決済等代行業の業務に関し利用者に損害が生じた場合の、銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項、利用者に関する情報の適正な取扱

---

34) 2022年8月30日現在、登録業者は106社である。

い及び安全管理のために行う措置と電子決済等代行業者がその措置を行わない場合に銀行が行うことができる措置に関する事項などを内容とする)を締結し、これに従ってその銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。この契約内容は、ネットなどで公表しなければならない。

※銀行による電子決済等代行業者との契約締結基準の作成・公表(52条の61の11)

銀行は、契約を締結するに当たって電子決済等代行業者に求める事項の基準(利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置等)を作成し、ネットなどで公表しなければならない(同1項、2項)。銀行は、この契約締結に当たって、上記基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない(同3項)。

電子決済等代行業等に係る契約を締結しようとする場合、2020年5月末までにOpen APIに関する体制整備に努めることとされ(2020年3月末の状況が公表されている)、Open APIが促進された。

## エ 電子決済等取扱業

2022年改正法では電子決済等取扱業を定義し(2条<sup>35)</sup>)、それに関する規律を定める。

電子決済等取扱業とは、銀行の委託を受けて、銀行に代わって預金者との間で、預金の①引出送金または②振込受取りを電子情報処理組織とする合意をし、かつ、

---

35) 2022年6月3日成立の改正銀行法条文

銀行法2条17号「この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わって当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において預金債権という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行(以下「委託銀行」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。」



その合意に基づき預金債権の額を増減させることをいう（2条1項）。

電子決済等関連預金媒介業務とは、電子決済取扱業に関して、委託銀行のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うことをいう（2条2項）。

**電子決済等取扱業者**は、電子決済等取扱業を営む者であり（その際、電子決済等関連預金媒介業務を行うこともある）、**登録**が必要である（52条の60の4～52条の60の7）。一定の要件を満たす場合は、委託銀行の電子決済等代行業を営むことができる（52条の60の8）。営業所ごとに標識掲示、インターネットによる商号等公表義務（52条の60の9）がある。自己の名義で他人に電子決済等取扱業を営ませることは禁止される（52条の60の10）。

業務に関しては、顧客に対する説明や顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理等、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる義務（52条の60の11）、顧客のため誠実にその業務を行う義務（52条の60の12）、電子決済等取扱業者が顧客から金銭その他の財産の預託を受けること等を原則として禁止（52条の60の13）、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合の委託銀行と電子決済等取扱業者との賠償責任分担に関する事項等を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従って委託銀行に係る電子決済等取扱業を営む義務（52条の60の14）、金融ADR制度を設け、紛争解決機関との間で契約を締結する措置等を講じる義務（52条の60の15）、電子決済等取扱業に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等の禁止（52条の60の16関係）、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者に金融商品取引法の規制を準用すること（52条の60の17）が規定されている。

監督規定として、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の規定がある（52条の60の18～52条の60の24）。自主規制機関として、認定電子決済等取扱事業者協会がある（52条の60の25～52条の60の35）。



### (3) 資金決済法（資金決済に関する法律）

#### ア 概要

資金決済法は、資金決済の基本法であり、その推移は次の通りである。

- ・ 2010年4月1日施行 <https://www.s-kessai.jp/pdf/shikin/shikin01.pdf>  
（資金決済法の施行に伴い「前払式証票の規制等に関する法律」は廃止）
- ・ 2016年改正法 2017年4月施行  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/190/index.html>
- ・ 2019年改正法 2020年5月施行  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/02/gaiyou.pdf>
- ・ 2020年改正法 2021年5月施行  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
- ・ 2022年改正法 2023年春施行  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html#diet208>

資金決済法は、近年の情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムを巡る環境の変化に対応した法律である。内容は、①前払式支払手段についての制度整備（自家型前払発行者（届出制）、第三者型前払発行者（登録制）。サーバ型前払式支払手段を法の適用対象に追加。2022年改正で高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に対する規制強化）、②銀行以外の一般事業者が為替取引を認める資金移動業（登録制）の創設（当初は100万円を上限とする類型（第二種）のみ創設。2020年改正法により、100万円を超える類型（第一種）、5万円以下の少額類型（第三種）追加）、③2022年改正法で電子決済手段の規制、電子決済手段等取引業（登録制）の創設、④2016年改正法で仮想通貨交換業の創設（登録制。2019年改正法により暗号資産交換業に名称変更。なお、同時に、暗号資産デリバティブと一部の暗号資産（ST）は金融商品取引法の対象となった）、⑤2022年改正法で為替取引分析業（許可制）の創設、⑥銀行間の資金決済について資金清算業（免許制）の導入を内容とする。①が電子マネー、②が為替とデジタルマネー（未達債務型）、③がデジタルマネー（ステーブルコイン型）、④が暗号資産に関する業種である（【図表4】）。

【図表 4】 資金決済法の概要

業種	参入要件	供託義務	先取特権	自主規制機関	備考
①前払式支払手段 発行業	第三者型：登録 自家型：届出	発行保証金 (未使用残高の 1/2)	あり	末尾 a (ADR なし)	原則：払戻し禁止 本人確認義務なし(高額電子移転可能型はあり) 登録 887 社(2022.6.30) 届出 1129 社(同)
②資金移動業	登録 (第一種は+事業 実施計画の認可)	履行保証金 (未達債務額+供託 金還付手続費用)	あり	末尾 a (ADR は 東京三会 に委託)	本人確認義務あり 第二種登録 85 社 (2022.6.30) 第一種、第三種は 0
③電子決済手段等 取引業(2023~)	登録	なし	なし		預り金禁止
④暗号資産交換業	登録	なし(履行保証暗号 資産の分別管理)	あり	末尾 b (ADR は 東京三会 に委託)	本人確認義務あり 分別管理・監査 登録 31 社(2022.8.1)
⑤為替取引分析業 (2023~)	許可	—	—	—	
⑥資金清算業	免許	—	—	—	免許 1 社(全銀ネット)

a 一般社団法人日本資金決済業協会 b 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

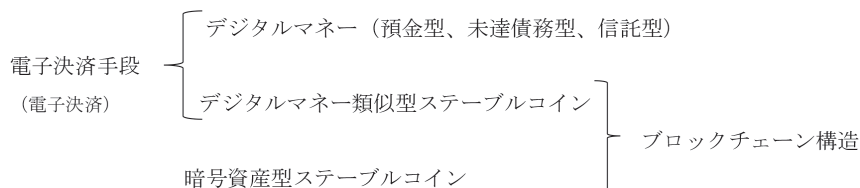
## イ 電子決済手段

2022 年改正で追加された電子決済手段とは、次のものをいう(2 条 5 項)。

- ①代価弁済のために不特定の者に対して使用でき、不特定の者を相手方として購入、売却できる財産的価値で、電子情報処理組織で移転できるもの
- ②不特定の者に対して①と交換できる財産的価値で電子情報処理組織で移動できるもの
- ③特定信託受益権
- ④府令で定めるもの

この定義には、デジタルマネー(預金型、未達債務型、信託型)及びデジタルマネー類似型ステーブルコイン(ブロックチェーン構造で法定通貨での償還を約

【図表 5】 電子決済手段とステーブルコインの関係



束したもの)が該当する(【図表 5】)。

**電子決済手段等取引業**とは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換等を業として行うことをいう(2条)。内閣総理大臣の登録が必要である(62条の3)。電子決済手段の発行者は、一定の要件を満たす場合には、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行うことができる(62条の8)。電子決済手段等取引業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段等取引業を行わせてはならない(62条の9)。

なお、同時に銀行法も改正され、電子決済等取扱業が創設されている(⇒(2))。

### ウ 為替取引分析業(許可制)

2022年改正では、銀行等による取引モニタリング等の共同化として、為替取引分析業を設けた。為替取引分析業とは、複数の銀行等の委託を受け、為替取引の分析等を行うことであり(2条18項)、為替取引分析業者とは、為替取引分析業を行うものとして、63条の23の許可を受けた者を言う。為替取引の分析には、「顧客の制裁対象者該当性の分析等(取引フィルタリング)」と「『疑わしい取引』該当性の分析等(取引モニタリング)」がある。

### エ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者

高額電子移転可能型前払式支払手段発行者とは、オンラインで高額<sup>36)</sup>の価値移転等を行える前払式支払手段の発行者をいう(3条)。残高譲渡型と番号通知型

36) 1件当たりの未使用残高10万円超、1か月当たりの未使用残高30万円超(前払式支払手段に関する内閣府令5条の2)。

がある。これを発行しようとするときは、**業務実施計画**を内閣総理大臣に届出なければならない(11条の2)。

前払式支払手段発行者は原則として顧客について本人確認義務を負わないが、高額電子移転可能型では、例外的に、犯罪収益移転防止法上の特定業者に該当し(犯収法2条)、顧客について**本人確認義務**を負う。

#### (4) 割賦販売法

##### ア 割賦販売法(後払信用)の概要<sup>37)</sup>

割賦販売法は、割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん等を規制する法律である。1961年に制定され、近年では、2016年(施行2018年6月)、2020年(施行2021年4月)に大きな改正が行われている。

このうち信用購入あっせんが重要である。クレジットカードや記号番号通知払いで、2か月を超える後払いの場合は、**包括信用購入あっせん**(2条3項)に該当し、割賦販売法のそれに関する一連の規定(30条~35条の3等。抗弁接続の規定など)が適用される。これに対し、クレジットカードや記号番号通知払いで2月払い(マンスリークリアや2か月以内の分割払い)の場合には、包括信用購入あっせんには該当せず、割賦販売法のクレジットカード番号等取扱契約に関する規定のみが適用される(35条の16~)<sup>38)</sup>。この部分は、クレジットカード支払に関係する他の当事者にも適用される。

記号番号通知払い以外の単発的な信用購入あっせんのうち、2月超後払いについては、**個別信用購入あっせん**として、割販法のそれに関する一連の規定が適用される(35条の3の2~35条の3の22など)。高額の商品販売や役務提供での利用が多い。これに対し、BNPL業者が行う2か月以内後払いの信用供与は、個別信用購入あっせんには該当せず、割賦販売法の適用はない。

37) 2021年6月 商務・サービスグループ商取引監督課

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/kappannhougaiyouatobarai.pdf>

2021年4月1日施行改正法の内容 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/R2kaiseinogaiyou2.pdf>

38) 日本では2月以内の1回払いがほとんどである(注24)。

## イ 包括信用購入あっせん業者の規制

包括信用購入あっせん業者は登録が必要である（2022年7月末現在251社）。そのうえで次のような行為規制が適用される。取引条件の表示（30条）、包括支払可能見込額の調査（30条の2）、包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付禁止（30条の2の2）、書面の交付（30条の2の3）、契約の解除等の制限（30条の2の4）、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限（30条の3）、包括信用購入あっせん業者（カード会社など）に対する**抗弁の対抗**（30条の4）などである。

さらに、認定を受ければ、**認定包括信用購入あっせん業者**（2022年7月末時点でメルペイのみ）として、包括支払可能見込額調査に代えて、信用スコアリングなどの独自の手法で利用者可能支払見込額調査を行うことが許容されている（30条の5の5<sup>39</sup>）。

これらとは別に、「包括信用購入あっせん」のうち、極度額が10万円以下のものを業として営む者であって、各社の与信審査手法を用いる事業者として登録を受けた事業類型登録少額**包括信用購入あっせん業者**（2022年7月末時点で2社）が作られた（35条の2の4）。

## ウ 包括2月払いあっせん業者の規制

クレジットカードや記号番号通知払いで2月以内の後払いの場合は、包括信用購入あっせん業者の行為規制は適用されず、クレジットカード番号等取扱契約に関する規定のみが適用される（35条の16～）。

## エ 番号等の適切な管理等

クレジットカード番号等取扱業者（(ア)～(キ)）は、①クレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の**適切な管理**

39) 経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課「割賦販売法（後払信用）の概要」2021年6月（26頁）「利用者支払可能見込額を算定することとなる認定制度は、カード会社による利用者の支払実績等の膨大なデータに基づく、各社の創意工夫による与信審査を可能とするもの。（包括支払可能見込額調査の例）□他方、事前・事後チェックにより、過剰与信防止を図る。□少額登録制度における過剰与信防止義務は、基本的に認定業者と同様。」

のために必要な措置等を講じる義務（35条の16第1項）、②クレジットカード番号等取扱受託業者（クレジットカード番号等の取扱いを委託した者）に対してクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な指導その他の措置を講ずる義務（35条の16第3項）を有する（（エ）～（キ）につき【図表6】）。

（ア）クレジットカード等購入あつせん業者（1項1号）

イシュー（カード会社（含・2月払い））

（イ）クレジットカード等購入あつせん関係販売／役務提供者等（2号）

加盟店

（ウ）立替払取次業者（3号）

アクワイアラ（カード会社）

（エ）立替払取次業者のために加盟店に対し立替金を交付する業者（4号）

決済代行業者

（オ）利用者のクレジットカード番号等を用いて、次回以降、当該クレジットカード番号等を入力することなく商品購入等できるサービスを提供する事業者（5号）

コード決済業者等

（カ）コード決済業者提供サービスのクレジットカード番号等管理の受託者（6号）

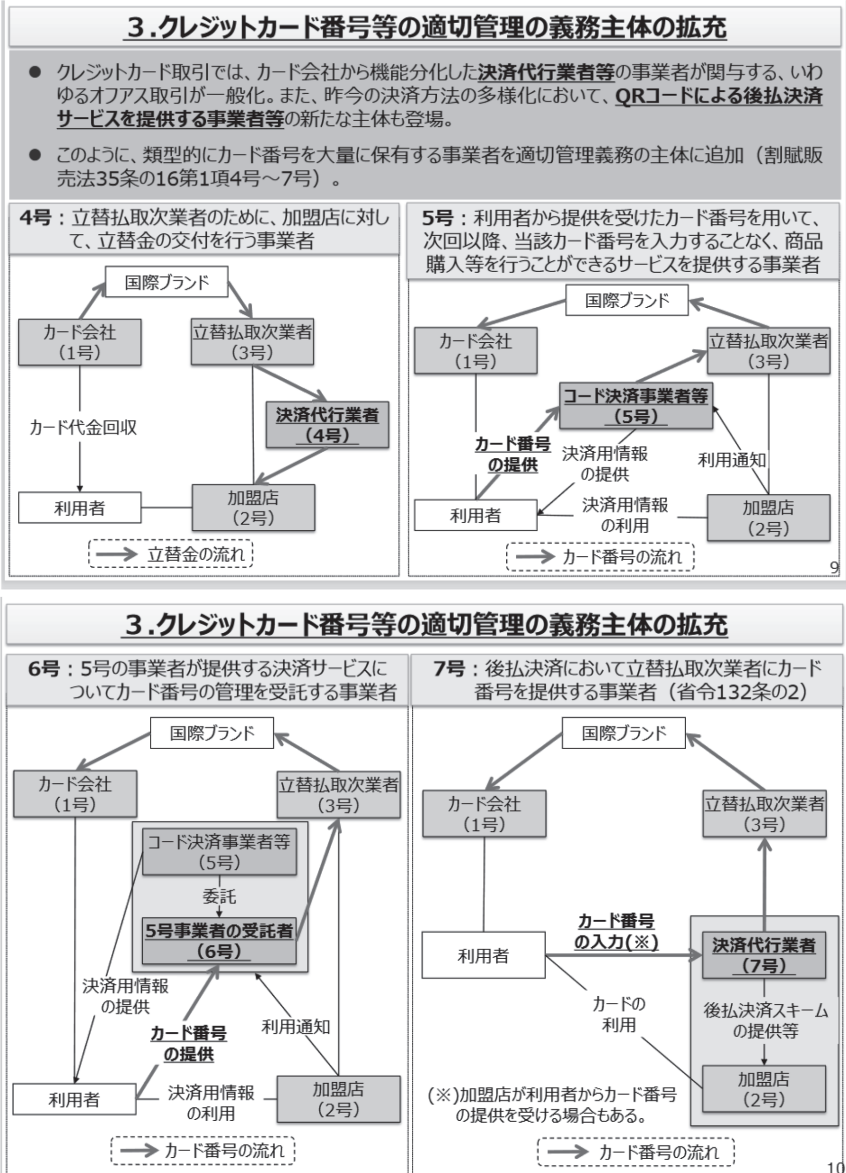
（キ）後払い決済で立替払取次業者にクレジットカード番号等を提供する事業者（7号・令132）

#### オ アクワイアラ等の加盟店調査義務等（35条の17の2～）

アクワイアラ等（加盟店に対してクレジットカード番号等の取扱を認める契約を締結するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者）は経済産業省への登録が必要である（2022年7月末現在262社）。クレジットカード番号等取扱契約締結事業者には、**加盟店調査**（悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正使用の防止のための調査）**義務**がある（35条の17の8第1項）。加盟店調査を実施した結果、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等が不十分であることが判明した場合には、加盟店契約を締結しない又は必要な対策を早急に講じるべく指導等（解除も含む）をする義務がある（同2項など）。

加盟店は、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するため

【図表6】 割賦法35条の16第4号～7号の図（経産省「割賦販売法（後払信用）の概要」（注39）から引用）



に必要な措置を講じなければならない（35条の17の15）。

#### (5) 手形法、小切手法、電子記録債権法

小切手につき小切手法、約束手形や為替手形につき手形法、電子記録債権につき電子記録債権法が規定する。日本では、手形・小切手は、消費者の支払手段としてほとんど使われておらず、電子記録債権は、消費者を利用対象として想定していない。

約束手形については、経済産業省「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告」2021年3月 [https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen\\_report.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf) で、支払いサイトが長いことその他の問題点が指摘され、2026年までに利用を廃止することが提言されている。支払手形残高は、1990年107兆円だったものが、2019年には25兆円まで減少しており、これを、2026年には0とするということである。

電子記録債権は、約束手形類似機能を持つことができ、その機能での利用で、社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する「でんさいネット」が普及している。

## 5 支払法制の課題

### (1) キャッシュレス支払いの特徴と法的課題

多様な支払手段のうち、⑧～⑩については、キャッシュレス支払いと呼ばれる。特徴は、i スマホが支払道具となる場合は、支払アプリが使われ、支払手段が紐づけられ、かつ、複数の支払手段が重層的に使われることが多いこと、ii 支払情報が電子データの形で残ること<sup>40)</sup>等である。銀行法、資金決済法、割賦販売法などの、キャッシュレス支払いに適用される法律は、これらの特徴に対する対応が

40) データの形をとるため、①現金管理が不要となり、リスク・コストの削減となるし、②遠隔地への支払が容易となる。また、データ化は、その集約を可能にし、それを分析・プロファイリングすることによって、③信用評価が可能となって融資判断しやすくなるし、④広告・勧誘の個別化も可能となる。さらに、データ化は、国がそれを捕捉できれば、⑤税額計算も可能となるので、その場合は、課税申告は不要となる（エストニアの例）。



なされていない。

それから、法規制が縦割りかつ断片的であり、たとえば、プリペイド、デビット、クレジットの支払いができる1枚のカードでは、支払い方によって、適用される法律が資金決済法、銀行法、割賦販売法と異なっており、規制内容も異なる。クレジットカードでチャージした電子マネーで支払いをすると、チャージ部分には割賦販売法、その後の支払い部分には資金決済法が適用される。

規制の漏れもある。BNPL<sup>41)</sup>やキャリア支払いなど後払いの支払方法や、普及している収納代行、納付代行、代引き、ポイントについて、対応する法律がない<sup>42)</sup>。

さらには、組み込み型支払いを前提とした規制が設けられていない。現金支払と異なり、⑧～⑯の支払いでは支払情報が蓄積されるので、商流に金流（支払い）が組み込まれている場合は、蓄積された支払情報が、商流から得られるその他のデータと併せられてナッジを用いた効果的なターゲティング広告等に利用されうるなど、監視社会につながる恐れも指摘されているので、その蓄積や収集、取扱いにつき法的対応が必要である（⇒6（2）キ）。

## （2）制度を考える視点

### ア 一流業者と二流・三流業者

視点を広げると、支払いは、取引三流（商流、物流、金流）のうちの金流にあたる。アマゾンのような三流を行うプラットフォーマー、アップルのような二流（商流、金流）を行うプラットフォーマー<sup>43)</sup>からすると、そのうちの一流にすぎない支払いのみで利益を出す必要はなく、むしろプラットフォーマーの地位を固め、あるいは拡充するためには、支払いにかかわる部分は特に利益を出さなくて

41) 後払い業者が集まって作った「日本後払い決済サービス協会」（ヤマト運輸、ネットプロテクションズ、GMO ペイメント等7社で開始）は、2022年3月15日付で加盟店審査に関する自主ルールを作り公表している。

[https://j-bnpla.jp/wp-content/uploads/2022/03/J-BNPLA\\_MemberStoreRule.pdf](https://j-bnpla.jp/wp-content/uploads/2022/03/J-BNPLA_MemberStoreRule.pdf)

42) 縦割りと規制漏れはそのまま、電子マネーや規制のない納付代行での納税を可能とする「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律」が2022年11月1日から施行される。

43) アプリの販売では物流もネット上で行われるので、三流ともいえる。

もよいという位置づけになる。さらには、支払情報に価値があるので、その収集のためには出費（赤字）をいとわないということもできる。他方、クレジット会社や銀行のような金融専門会社は、支払情報に価値があるとしても、取引三流のうち一流専門の立場であり、支払への関与自体で利益を出そうとするので、二流、三流を行う業者と対比すると、その競争環境において相当不利となる。

支払決済制度を考える際は、支払い（金流）と商流、物流と組み合わせた二流、三流プラットフォーマーの存在を意識することが必要である。

### イ 支払制度のリスクの配分

通貨以外の支払手段による支払いは不完全であるため、制度設計にあたっては、そのことによるリスクをどう配分するかが課題となる。一方で、迅速かつ低コストの支払手段とすることを考えれば、原因関係の無効・取消し・解除等の影響は受けないものとする（無因）が考えられ、他方、支払手段として使う場合の安心感を高めるには、原因関係が無くなれば取り戻せること（有因）とすることが考えられる。

結論として、電子マネーは無因、クレジットカードは有因である（チャージバック制度や2月超払いにおける抗弁の対抗）。どちらも、その支払いを受け入れる先と加盟店契約をしており、契約構造も似ているが、違いは、電子マネーは少額の支払いを低コストで便利に行うことを重視するのに対し、クレジットカードは海外や遠隔地への支払いを安全に行うことで利用者の信頼を確保することに配慮したものといえる。他の新しい支払手段については、その特質に応じ、利用者、発行者その他の関与者のうち、効果的にリスクを最小化できる立場の者がリスクを負担するのが基本となる。

### ウ 現状は望ましい状態ではないこと

現状は、多様な支払関与業者が重層的に乱立していて複雑かつ高コスト構造となっており、消費者にとって望ましい状態ではない。したがって、現状を前提に法規制を考えるだけでなく、現状をどう変えるべきなのかも検討する必要がある。方向性は、単純・便利・低コストで安全・強靱な支払手段の普段であり、諸外国の例<sup>44)</sup>も参考になる。

## エ 支払データの集積への対応

支払いデータが残ると、家計簿代わりになって本人による支払いの管理が容易になる面はあるが、個人情報保護と監視資本主義の視点からは極めて大きな問題が潜む（⇒6（2）キ）。なお、データが残ることにより一定のトレーサビリティがあることは、マネロン対策として意味があるほか、資金巻き戻しによる消費者被害救済の視点からも意味がある。

## オ 国際的調和など

日本の消費者が、ネット通販等で海外の業者から買い物をしたり海外旅行先で支払いをしたりすることは珍しくない。このように、日本の消費者の支払いが国際的になると、各国の支払制度の調和（できるだけ同じであることが望ましい）および抵触法的アプローチ<sup>45)</sup>（実情の相違から法制度の調和ができない部分について、準拠法や管轄の解釈を検討する）が必要となる。

## 6 支払いに関する消費者被害の救済

### (1) 消費者被害が発生する支払方法

2018年6月26日国民生活センター公表資料<sup>46)</sup>には支払いに関する相談事例が掲載されている。クレジットカード、デビットカード、サーバ型電子マネー、支払番号・収納番号を用いたコンビニ払い（現金）、QRコードを用いたコンビニ払い（現金）、個人間送金サービス、商品受取り後のコンビニ払い（現金）<sup>47)</sup>、

44) 財務省財務総合政策研究所「「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書」2018年6月

[https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018\\_report.htm](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2018/digital2018_report.htm) では、スウェーデン、ドイツ、韓国、シンガポールの例が紹介されている。例えばスウェーデンはほとんどがデビットカード支払いか銀行アプリ（スイッシュ）支払いであり、現金支払いはわずかである。

45) 横溝大「第17章 国境を越えるリテール決済について—抵触法的考察—」千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』（398頁～413頁）民事法研究会2019年参照。

46) 第29回インターネット消費者取引連絡会（テーマ：キャッシュレス決済の多様化）における国民生活センター報告資料（平成30年6月26日 独立行政法人国民生活センター相談情報部）

47) **Paidy 事件** Paidy は、メールアドレスと携帯番号のみで翌月払いの決済ができる

メールリンク<sup>48)</sup>、エスクロー<sup>49)</sup>、キャリア支払いなどの例である。2020年2月1日同公表資料<sup>50)</sup>では、後払いサービスによる被害例が紹介されている。同年11月11日同公表資料<sup>51)</sup>ではクレジットカードの初期設定が意図しないりぼ払いだった例が紹介されている。2022年4月8日全相協まとめ<sup>52)</sup>では、支払いが

ことを標榜した支払方法を提供する。商品受取り後のコンビニ払い（現金）の形をとり、法的には、信用購入あっせんに類似するがマンスリークリアであるため割賦販売法の規制対象から漏れている。2020年1月事件発覚。

「後払い「ペイディー」で詐欺 メルカリ利用者など被害 スマートフォン決済のスタートアップ、Paidy（略）は、電子商取引（EC）サイトなどで使える同社の決済サービスを不正に利用した詐欺事件が発生したと発表した。ペイディーはサービスを一時制限するなどして対策を急ぐが、再開の見通しは立っていない。／ペイディーは、ECサイトなどで通信販売の代金支払いを翌月に繰り越せる後払いサービス「Paidy 翌月払い」を手掛ける。このサービスと「メルカリ」などのフリマアプリを組み合わせた詐欺事件が発生した。／加害者である出品者側が、実際には手元のない商品をフリマアプリに出品。その後、落札者側に家電量販店のECサイトでペイディーの後払いサービスを使って注文した商品を直接、発送する。／ペイディーの利用者情報に落札者の名前と住所を登録しておくこと、後払いの請求も落札者側に届く。家電量販店、フリマアプリの2つの請求が届くことになる。加害者側は、フリマアプリで売上金額をだまし取るという手口だ。／1月に入り、ツイッターやインターネット掲示板などで被害が報告されていた。ペイディーはメールアドレスと電話番号で簡単に利用登録できるのが特徴で、公的書類を活用した本人確認や住所確認をしていない。今回はその穴が突かれた格好だ。／ペイディーの担当者は「今回は家電商品で複数の事象が発生した。今後は他の商品でも起きる恐れがある」としており、後払いサービスを一時制限することを決めた。／メルカリによると、手元に商品がない状態での出品は規約違反だという。同社は「関係各所と対応を進めている」としている。」（日本経済新聞 2020年1月15日）

48) **メールリンク** メールに添付されたメールリンク決済のURLを押し、支払方法からコンビニ払いなどを選択して支払う。

49) **エスクロー** 売主Aと買主Bの間にCが介在して代金と商品の安全な交換を確保するサービス。①CがBから代金を受領⇒②CがAに代金受領を通知⇒③AがBに商品発送⇒④BがCに商品受領を通知⇒⑤CがAに代金送付、という手順で行う。米国の不動産取引で普及した決済方法が広がったもの。米国では参入規制等の法規制があるが、日本では2019年12月20日の金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告書（以下決済法制等報告書という）では、収納代行の一種と位置付けて、法規制を見送っている。

50) 「(特別調査) 消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200123\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200123_1.pdf)

51) [https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj\\_mailmag/kmj-support163.html](https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support163.html)

52) 日弁連シンポジウム「多様化する支払手段の光と影」2022年4月8日資料（未公

複雑であることに起因する困惑例や、複数業者が関与する場合の対処先に迷う例、不正利用例、容易に利用できる後払いを子供が使って多額の債務となった例、収納代行為悪質商法の隠れ蓑となっている例が紹介されている。

ここでは、冒頭に整理した7種類の消費者被害の救済について検討する。

## (2) 類型別検討

### ア 複雑でいろいろわからない（支払いの止め方、通知の相手方、クレーム先）

支払いが多様化、複雑化して、関与業者が複数となる場合も多くなっている。これに伴い、冒頭記載の事例（①PF経由で契約したサブスクリプション契約を、解約したが支払いが止まらない、②スマホを紛失したので携帯電話会社に連絡して通信停止したが、その後、紛失スマホによって電子マネーを使われた、③届いた品物が不良品だったが、支払停止／既払金取戻し通知の相手がわからない、④PF経由でマッチングアプリをクレジット払いのキャリア支払いで契約したが、約束しても会えないので騙されたと思い、PFやキャリアに苦情を言ったが対応してくれない）が発生している。

①については、スマホでサブスクリプション（以下サブスクという）契約をする場合、取引相手のアプリ内から連続してアップルやグーグルの支払機能（アップルID、グーグルプレイ）を操作して「サブスクリプション」支払いを選択すれば足りるのに対し、解約する場合は、取引相手のアプリ内で解約手続きを踏むだけでは足りず、そのアプリ外でアップルやグーグルの支払機能を操作してサブスク支払いを停止することが必要となる。後者の必要性を認識しない消費者が、支払いが止まらない、として慌てることになる。後者の必要性を伝える表示、説明が重要である。さらに進んで、サブスク支払いの停止も取引相手のアプリ内から連続してできるようにするべきであろう。

サブスクの停止に関する逆のパターンとして、相手のアプリ内で解約手続きする必要があるが、長く利用していなかったのでアプリのアカウントを忘れてしまいログインできなくなり、そのアプリ内での解約ができず、支払いが止まらないという相談例もある。

---

表)

②は、スマホの通信を停止してもスマホ内の電子マネーによる支払いはできるので、スマホを紛失したら、通信会社に連絡して通信を停止するとともに、電子マネー会社に連絡して、電子マネーの支払いやオートチャージを停止する必要がある。後者の必要性を認識しない消費者が、損害を被ることになる。後者の必要性を伝える表示、説明が重要である。それが不十分な場合は、電子マネー会社に損害賠償責任が発生することもある（⇒ウ）。

③のように、購入品が不良品であることは、取引相手が普通の業者でもありうることではあるが、その連絡先が分からないというのは、悪い業者特有の問題ともいえる。サイトなどに住所や連絡先が表示されていても、実在しないとか電話が通じないといった場合、ネット画面が手元に残らないこと、取引経路や支払経路が複雑であることもあいまって、調査しても相手方の確知が困難な場合がある。デジタルプラットフォーム事業者（DPF業者）がかかわる取引のトラブルが増えているが、そこでは、この傾向が顕著である<sup>53)</sup>。どこの誰との契約だったのかを把握し、取消し、債務不履行解除などの意思表示をどこの誰にしたらいいのか、その通知はどのようにしたらいいのか、支払いを止めるにはどこに連絡するのかをまず把握する必要がある。なお、**取引デジタルプラットフォーム消費者保護法**<sup>54)</sup>（2022年5月1日施行）により、取引DPF企業に対し、買主の請求があれば売主の特定に関する情報（連絡先）を提供することが義務付けられる。

④は、支払い方法が重層的な例である。まず、取引DPF企業が係わり、通信会社が運営するキャリア支払いという後払いの形をとったうえ、通信会社への支払いもクレジットカードという後払いとなっている。業者と直接の関係にあるのは取引DPF企業と通信会社であり、クレジット会社は、通信会社を加盟店として支払っただけであるから、一般的なチャージバックの考え方からは、この支払をその対象とするのは困難である。したがって、騙された消費者は、そのような業者をつないだ取引DPF企業とそのような業者に代金騙取手段を与えた通信会社を相手とすべきことになる。その場合、取引DPF企業との関係では、プラッ

53) 国民生活センター「デジタル・プラットフォームに関するトラブル」（2019年7月5日公表）。なお、金子宏直「キャッシュレス決済の消費者保護」現代消費者法56号（2022年9月）45頁～54頁参照。

54) 「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」の略

トフォームとしてつないだ事実、通信会社との関係では、詐欺業者であることを知りながら騙取手段を提供した事実が証明できれば、共同不法行為として責任を問うことができるが（注 55 参照）、その証明は容易ではない。

#### イ 悪質商法の助長（対面でないのに、夜中に詐取できる、身を隠したまま詐取できる）

多様な支払手段や方法が普及し、従来は困難だった、隔地者取引において、銀行の営業時間外である夜中でも代金を送らせることや、自分の身元を隠したまま代金を受け取ることができるようになり、悪質商法を助長している。冒頭の事例（①夜中にコンビニで電子マネーを買ってサクラサイトに支払った。②代引きで買ったブランド品が偽物だったので、サイトに連絡したがつながらない。）は、その例である。

①については、従来の銀行振込は銀行の営業時間にしかできなかつたが、電子マネーは、コンビニが開いていれば夜中でも取得でき、その記号番号をネットで送ることで支払いができてしまう点が、悪質商法を助長することとなっている。電子マネーは、資金決済法に規定する第三者型前払式支払手段に該当し、同手段発行者に対する登録制などの規制はあるが、クレジットカードと異なり、前払いであるから支払いを停止するという意味での抗弁・抗の余地はないし、チャージバックの取引慣行もない。利用約款には、原因関係に無効、取消し、解除等の事由があっても返還しないとの条項があるのが普通であり、無因構成となっている。それでも、資金決済法では、発行者は、登録時に、前払式支払手段により購入できる物品や役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるものでないことを確保するために必要な措置を講じていないことがチェックされることとされ（10条1項3号）、加盟店方式を取っているので、発行者が、加盟店の違法行為を知らずながら加盟店契約を継続したなどの過失があれば、販売会社だけでなく発行者にも損害賠償責任が発生することがある<sup>55)</sup>。

55) 東京高裁平成 25 年 6 月 19 日判決（判時 2206 号 83 頁）（サクラサイトにサーバ型電子マネー（ビットキャッシュ）をつぎ込ませた事案でサイト業者に損害賠償を命じた）は、発行者を被告とはしていないが、東京高判平成 28 年 2 月 4 日判決（全相協つうしん 179 号）は発行者も被告とした事案で、判決は、発行者が責任を負う要件を示



②は、身を隠したまま詐取できる手段を提供することで、悪質商法を助長する例である。サイトには日本の住所が書かれているがそこには実在せず、電話番号があってもつながらない、メールアドレスがあっても返信がない、ということで販売者と連絡できず、発送元は代行運送センターとなっていて電話が通じない、ということで、販売業者は身を隠し続けるため、宅配業者に対応を求めることになる。

宅配業者は、取引 DPF 企業のように買主の特定に関する情報を提供する法的義務はなく、本人確認が不十分なまま代引きを引き受けている可能性すらあり、このような場合に返金等の対応がされないと問題になる。そもそも宅配業者は、**貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物自動車運送事業の許可は得ているが、その許可基準では代引き行為は想定されていない。宅配業者が行う代引きは、法規制のない支払方法となっている。**これまで、金融庁による規制の動きに対抗し、運送業者の団体「一般社団法人全国物流ネットワーク協会」（2012年に名称変更）が代引きに関する自主ルールを定めている<sup>56)</sup>。そこでは、「4. 取扱商品等の確認」の項目で、「代金引換サービスの申し込みについては、取扱商品の適性及び事業所所在地ならびに集貨場所を確認し、返品または苦情等に適切に対応できる取引環境を整えます。／※貨物の種類及び性質を確認します。／※法令又は公序良俗に反する商品の引受については、拒絶します。／※その他 受取拒否又は返品等についても、適切に対応できる取引環境を整えます。」とされているので、法令に反する商品といえる偽ブランド品を扱った場合は、そのことを問題と

した（請求は棄却）。

56) 全国物流ネットワーク協会サイト「一般社団法人東京路線トラック協会（旧 東京路線トラック協議会）は、国土交通省告示（平成 15 年 3 月）標準貨物自動車運送約款第 60 条に、運送行為に付帯する業務として明示される代金引換サービス（以下、[代引き]という）取り扱いに関し、平成 20 年 10 月、佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、ヤマト運輸株式会社を代表委員とする【代引き業務取扱に関する自主ルール策定会議】において、二重弁済の防止及び委託事業者による不正請求の防止、並びに適正な取引に関する【代金引換サービス業務に関する自主ルール】を策定いたしました。策定した自主ルールは、全日本トラック協会（特積みワーキング部会）の採択を得て、全国の事業者にも周知するとともに、前記代表委員を務めた事業会社は平成 21 年 4 月 1 日から自主ルール適用の取引を開始しております。」<http://www.torokyo.gr.jp/html/news/guideline.html>

内容は、代理受領の明確化、領収書交付の徹底、取扱商品等の確認などからなる。



して対応を求めることになる。自主規制にすぎないことによる限界もあるので、機能が不十分であり、法規制が必要といえる。

身を隠したまま詐取できる点では、暗号資産が最もその特徴が強い。暗号資産は、悪質商法を助長する支払手段であるといえる。近年、暗号資産関係の消費者被害は急増しており<sup>57)</sup>、加害者が特定できず解決困難な場合が多い。日本国内の暗号資産交換所でビットコインを買わせて海外に送らせる手口では、海外での追跡ができず取り戻せないことが多い。また、暗号資産自体を詐取するのではなく、その投機性から暗号資産を投資対象とする投資詐欺の道具として使われ、通貨を詐取される被害も多い。その場合も、海外に送金すると、回収は困難となる。詐取された暗号資産や通貨を追跡できない問題については、犯罪収益移転防止法、特定商取引法を改正するなど、法制度的対応が必要である。

## ウ 不正利用被害

不正利用被害には、端末（カード、スマホ）の盗難、データの流出（漏えい、フィッシング）に起因する被害と、コード支払いと銀行口座が不正に紐づけられることによる被害がある<sup>58)</sup>。

端末（カード、スマホ）の盗難、データの流出（漏えい、フィッシング）に起因する不正利用では、端末の保有者、データの保有者の関与や過失が問題となる。支払手段によって相違がみられる。

キャッシュカードの不正利用については、預金者保護法<sup>59)</sup>による保護があるが、同法はインターネット・バンキング（ネットバンキング）やデビットカードには適用がない。ネットバンキングについては、社団法人全国銀行協会における申合

57) パイオネットに登録された相談件数は、2021年度は4662件となっている。

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/crypto.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/crypto.html)

国民生活センター「ロマンス投資詐欺が増加しています！—その出会い、仕組みれていませんか？—」2022年3月3日 [https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220303\\_2.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220303_2.pdf) で、具体例を見ることができる。

58) キャッシュレス支払いにおける不正利用リスクの分配を検討した文献として、小塚前掲注14がある。

59) 偽造カード法ともいう。正式名称は「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」。

わせに基づき、銀行は、個人に対しては、預金者保護法における「盗難カードによる引出し」に近い水準の預金者保護を実施してきた<sup>60)</sup>。デビットカードの不正利用については、各銀行の約款で、限度額を設けて補償することとしているが、暗証番号が使用された場合は補償しないとするものが多い<sup>61)</sup>。

クレジットカードの不正利用について、各カード会社の規約では、発覚後に消費者が所定の対応をとれば、消費者に故意または重大な過失がある場合や親族等の不正行為の場合など一定の場合を除き、補償されることになっている。ただし暗証番号が使用された不正利用では、補償しない規約となっているため、紛争になりやすい。

電子マネーについては、端末の紛失や盗難による不正利用がありうる。無記名式の場合は、紛失した消費者が負担することになるが、他方で多くの場合、数万円というチャージ上限額が設定されており、現金の紛失と同じ扱いと考えれば違和感は少ない。記名式の場合は、紛失に気付いた消費者からの申し出があれば使用停止・再発行の措置をとるという仕組みもとられている。なお、オートチャージが設定されている場合は上限額の設定でも歯止めにならないので、大きな被害が発生するおそれがある。その例として、東京高裁平成 29 年 1 月 18 日判決（電子マネー不正使用金返還請求控訴事件）（判時 2356 号 121 頁〔確定〕）がある。

#### 東京高裁平成 29 年 1 月 18 日判決

スマホのアプリを用いて楽天 Edy（電子マネー）を利用し、その入金方法として三井住友トラストクラブのクレジットカードを利用して X が、スマホを紛失又は窃取されたので電話会社に連絡して回線を停止したが、第三者が同スマホを用いてクレジットカード決済により電子マネーの発行を受け（停止直前に第三者がオートチャージを設定）、三井住友トラストクラブ

60) 預金者に過失や重過失があった場合の補償基準は個別対応としている点が、盗難カードの扱いとは異なる。全国銀行協会「インターネット・バンキングにかかる補償の対象・要件・基準等について」（2008 年）。

61) 東京地判平 29・11・29（金法 2049 号 78 頁）は、偽造デビットカードの海外 ATM 使用につき、暗証番号が使用された場合は補償しないとの規約をそのまま適用した。預金者保護法の類推適用は否定。

はその発行対価 290 万円を X に請求したので、X は一旦これを支払って、三井住友トラストクラブと楽天 Edy に対して、不当利得返還請求等をした事案である。裁判所は、楽天 Edy が、会員に対してスマホ紛失時取るべき措置をホームページで周知していなかったことについて注意義務違反があり、不法行為となるとして、約 225 万円の支払いを命じた（過失相殺 3 割）。

電子マネーの不正利用では、支払事業者は責任を負わないとする規約もあったが<sup>62)</sup>、2020 年資金決済法改正に伴い補償方針明示が義務づけられ<sup>63)</sup>、クレジットカードの不正利用に類似した補償内容が一般的となっている。

キャリア支払いの不正利用についても、規約で通信キャリアは責任を負わないと規定していたが、2019 年 12 月までに大手 3 社は規約を改正し<sup>64)</sup>、フィッシング等による不正利用についても原則として補償することに変更した。ただし、フィッシング等によって情報を取られたことについて過失がある場合は補償しないとしているので、過失の捉え方次第で補償される範囲が大きく異なってくることに注意が必要である。

コード支払いと銀行口座が不正に紐づけられることによる被害については、2019 年にセブンペイ事件<sup>65)</sup>、2020 年に NTT ドコモ口座事件<sup>66)</sup>が発生している。

62) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」（2019 年 8 月 30 日）

63) 前払式支払手段に関する内閣府令 23 条の 2 第 3 項。日本資金決済業協会「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」（2021 年 4 月 2 日）参照。決済法制等 WG の 2019 年 11 月 12 日会議における事務局参考資料 3 頁

64) 「ドコモからのお知らせ『d 払い』等における不正利用の被害を補償する制度を導入 2019 年 8 月 28 日」（NTT ドコモのウェブサイト）、「不正利用による被害を補償する制度導入について 2019 年 11 月 5 日」（KDDI のウェブサイト）、「『フットバンクまとめて支払い』不正利用の被害に対する補償制度を導入 導入日（規約改定日）2019 年 11 月 5 日（火）」（ソフトバンクのウェブサイト）

65) セブンペイ事件 <https://www.7andi.com/company/news/release/201908011500.html>

66) ドコモ事件 2020 年 9 月、株式会社 NTT ドコモ（以下ドコモという）が提供する電子支払サービス「ドコモ口座」を利用し、提携銀行の口座から不正出金が行われた事件。ドコモの本人確認や提携銀行の認証手続が甘かったため、同サービスやドコモ回線の利用者以外に被害が生じることが明らかになり、大きな問題となった。

その観点からの手当てとして、キャッシュレス推進協議会「コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」(2020年9月18日)、日本資金決済業協会「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」(資金移動業者向け:2020年12月3日、前払式支払手段発行者向け:2021年1月28日)が策定されている。

暗号資産の不正利用<sup>67)</sup>については、暗号資産交換業者に開いたアカウントから無権限者により暗号資産を引き出される被害が散見される。裁判例として、東京地裁令和2年3月2日判決(金商判1598号42頁)がある。同判決は、暗号資産交換業者である被告は、登録ユーザーの利便性の見地からワンタイムパスワードのメール発行の方法を選択することも可能にしつつ、メール発行を選択した場合に登録メールアドレスのアカウントがハッキングされると二段階認証が突破される可能性があることに対する適切な対策(メール発行の方法でない方法を推奨する。メール発行の方法の場合はさらにピンコードを設定するなど)を講じていたので、不正利用防止対策を怠った過失はないとして請求を棄却した(控訴審である東京高裁令和2年12月10日判決(金商判1615号40頁)もこの判断を維持)。

## エ 破綻など

電子マネー発行会社が破綻すると、チャージした分が使えなくなる。2022年10月には、関西のスーパーが予告なく閉店し、店独自の電子マネーをカードにチャージしていた客が困惑していることが報道された。電子マネー発行会社は、前払式支払手段発行者として、破綻に備えて義務づけられている発行保証金供託等の額は、発行残高の2分の1である。これでは、破綻の際にはチャージ残高の半分しか保護されないのが不十分であり、供託額は、資金移動業と同様100%とすべきである。

デジタルマネー(未達債務型)を扱う資金移動業者は、未達債務全額と供託金還付手数料費用を加算した額の履行保証金供託等義務がある。全額である分、電子マネー発行会社よりは手厚いが、財務の健全性基準がないなど、銀行と比較する

67) 暗号資産の不正利用については、小塚前掲注14でやや詳細な検討がされている(65頁~68頁)。

と破綻の備えは劣っており、現金払いを原則とする給与の支払先として例外的に認めるには問題がある<sup>68)</sup>。

暗号資産の破綻被害については、取引所がハッキング被害により破綻した、MTGOX（マウント・ゴックス）事件がある<sup>69)</sup>。その後、資金決済法が改正され、暗号資産交換業を法規制下に入れ、履行保証暗号資産を分別管理することなどを義務付けている。

## オ 支払機能不全

キャッシュレス支払いが進展し支払手段がネットに集約されると、システム・通信回線の事故やサイバー攻撃による一部の破壊で生活全体がマヒすることになる<sup>70)</sup>。キャッシュレス支払いの極端な進展は社会を脆弱にするといえる。この被害から逃れるためには、現金支払いの道を当面残しておく必要がある<sup>71)</sup>。

個別にも、支払アプリの作動不良、スマホの故障などで一時的に支払機能を失うことがありうる。この場合も、現金支払いの道があることに意味がある。

---

68) 2021 年以来、労働政策審議会の分科会において、スマートフォンの決済アプリに直接給与を入金する「デジタル払い」解禁に向けた議論があり、2022 年 9 月、厚生労働省は、解禁する内容の省令改正案をつくってパブリックコメントを募集した。

69) 2014 年 2 月、世界最大のビットコイン取引所であった株式会社 MTGOX がハッキング等により 473 億円相当のビットコインを失ったとして破綻した。同年 4 月 24 日付で破産手続開始決定、関連会社 TIBANNE は 2015 年 2 月 5 日、代表者個人は同年 11 月 10 日、それぞれ破産手続開始決定となった（刑事では、代表者個人は電磁的記録不正作出・供用罪で有罪となった。東京高判令 2・6・11）。MTGOX の破産手続は、2017 年にビットコイン価格が上昇して破産会社保有資産が破産当時の価格で日本円に換算した債務全額を超えたことなどから、2018 年 6 月、民事再生手続きに移行し、2021 年 2 月には再生計画案が付議決定された。

70) 韓国では 2018 年 11 月 24 日、通信会社の火災で十数万本の通信回線が寸断され、ソウル市や隣接地域でネットと携帯電話が不通になり、クレジットカード等の決済が不可能になったうえ銀行 ATM も使用不可能となったため現金引出しもできなくなり大混乱した。独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト「拡大・多様化するキャッシュレス決済（韓国）」（2019 年）。日本でも、2018 年 9 月 6 日、北海道胆振東部の地震 7 の地震で北海道全域が停電（ブラックアウト）し、復旧までに 43 時間かかり、2019 年 9 月 9 日には千葉県でも台風により広域で停電が継続し、いずれもその間、キャッシュレス支払いはできなくなった。

71) 災害でもキャッシュレス支払いできる仕組の構築に向けた努力もあるが、限界がある。

## カ 遣いすぎ問題

自己破産する個人の債務の中に、クレジットカード債務があることが多い。カードで簡単に様々な支払いが可能となると、手間が少なくなること、心理的財布（メンタルアカウンティング）が崩壊することから、使いすぎる傾向になる。

米国の調査研究<sup>72)</sup>では、米国の2万1457人の成人を対象に、消費行動分析をした結果、対象者の37%がモバイル支払いを移用しており、この層は、そうでない層と比較して、収入以上の支出をしてしまう割合が34%多く、月々の支払いに困る割合が31%多いことが報告されている。

支払能力以上の債務を負担すると、多重債務状態となる。ポストペイ式電子マネー、キャリア支払いなどの後払い手段やBNPLの流れが、これに拍車をかけている。業者は自社の利益を最大化すべく、リボルビング払いやポイント、ターゲットティング広告を道具として、返せる限度いっぱいまで借り続ける状態の継続（借金漬け）を狙うおそれがある。消費者の立場からは、破綻しなければよいというものではない。

支払可能見込額調査義務や信用情報利用義務は、これに対する歯止めとなってきた。信用スコアを用いた与信で例外を求める動きについては、全国の多数の弁護士会や消費者団体が反対した結果、割賦販売法において認定包括信用購入あっせん等で例外的に許容されるにとどまっているが、今後どうなるかは不確定である。

## キ 支払情報の集積・利用問題

消費者は、「キャッシュレス支払い」という便利な支払手段の提供を受けるのと引換に、支払いデータや位置データを提供している。支払手段提供者や支払アプリ提供者などの支払経路関与者は、これらのデータを集積してプロファイリングし、ターゲットティング広告を事業者に販売して広告収入を得るなど、多様な収益源としている。前述のとおり、支払経路関与者は、単に支払いに関与するのみでなく、二流、三流のプラットフォーマーであることがあり、その場合は、より

72) Sun Young Ahna, Young won Nam “Does mobile payment use lead to overspending? The moderating role of financial knowledge” 2022 <https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0747563222001418>

広い範囲の情報を集積してより精緻なプロファイリングが可能となってくる。

匿名加工情報を含む匿名情報を集積・分析すると個人情報 that 得られる（個人が特定できる）ことがあり、それを含めた普通の個人情報を大量に集積してAIでプロファイリングすると要配慮個人情報まで得られることもある。そこで、EUでは分析の中止を請求する権利（GDPR21条1項）が個人に認められているが、日本の個人情報保護法にはこの権利に関する規定はない。

巨大プラットフォーム事業者が、決済データや位置データを含む大量の情報を集積してAIを駆使したプロファイリングを行うことで、監視資本主義社会が形成されるおそれが指摘され<sup>73)</sup>、ここでは無防備な個人は「デジタルネイティブ」<sup>74)</sup>として監視対象・搾取対象とされることになるという。実際はフィルターバブルの中で様々な個別ナッジに晒されて決めさせられているのに、自分で決めていると思込んでいるだけとなってしまう、という指摘である。ここでは、認知の段階から自由が脅かされていることが問題とされる。

「執事サービス」を受ける人が、監視対象となる「デジタルネイティブ」なのか、幸福な個人なのか、これを消費被害というかどうかの分かれ目である。

### (3) 支払が便利になるのはいいことか

地球環境に配慮した視点からは、そもそも、支払いが便利になるのはいいことなのか、という問いかけがありうる。

組み込み型支払いを推進する立場からは、支払いを意識しないで買物できるのが理想であるとし、店頭では、欲しい商品を取って持ち帰るだけで支払いが済み、オンラインでは、欲しい商品をクリックするだけで支払いまで済んですぐに配達される形を目指している。

---

73) Shoshana Zuboff “The Age of Surveillance Capitalism” 2019 (邦訳 ショシュアナ・ズボフ『監視資本主義』東洋経済 2021年)。監視資本主義の実情の一端は、Christopher Wylie “Mindf\*ck” 2019 (邦訳 クリストファー・ワイリー『マインドハッキング』新潮社 2020年) で把握できる。

74) 元の意味は、生まれた時からデジタル社会で育ちデジタル社会になじんだ人という意味であるが、ここでは、監視資本主義社会の（監視対象となる）原住民という意味で用いている。この視点からは、かゆいところまで手が届く「執事サービス」は、牧場で囲い込んだ羊（デジタルネイティブ）を狼から守る「羊サービス」に見えてくる。



これは、買物の過程で支払行為が省略されることを意味する。支払行為が省略されると、顧客の意思の動きだけで買物ができると、プロファイリングを経た個別ナッジを用いたターゲティング広告で顧客をコントロールするのも容易になることも併せ考えれば、衝動買い、買いすぎ、不要なものを買うことなどを助長するおそれがある。過剰消費、無駄な生産、さらには過剰配達、過剰廃棄などにもつながって、これが世界規模で広まれば、地球環境に悪影響を及ぼすことは想像に難くない。

#### (4) 支払法制が目指す方向

これまで(2)(3)で検討したことを踏まえ、消費者にとって望ましい支払制度はどのようなものかを考えると、安全、確実、低コスト、適度に便利(誰でも簡単に支払えるが遣いすぎない程度に支払いを意識する)で、一方でプライバシーが確保され(データを集積されてプロファイリングされナッジを用いたターゲティング広告等に晒されることがない)、他方で問題があるときは経路を辿れる、ということになるだろうか。これは技術的障害を乗り越えるだけでは実現しない。まずはそれを目指すことが必要である。すべての人が消費者であるから、支払法制の合意形成に消費者の視点を反映させるのは当然のことといえる。消費者の視点で整理した本稿が、その一助になれば幸いである。

以 上